

●香川県告示第149号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年3月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
高松市牟礼町牟礼字八栗3406番7、3406番8、3418番13、3424番16、3424番17、字落合3405番4、3405番5、3403番7
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 指定理由の消滅